

(12) 総合保養地域整備法の特定民間施設（リゾート施設）に係る課税の特例措置の延長
（所得税、法人税、特別土地保有税、事業所税）

内 容

- 1．総合保養地域整備法に規定する特定民間施設（リゾート施設）に対する特別償却制度に係る所得税及び法人税の特例措置について、基本構想に係る変更同意期限を2年間延長する（平成16年3月31日まで）。
- 2．総合保養地域整備法に規定する特定民間施設（リゾート施設）に対する以下の課税特例措置について、取得価額要件を引き上げた上で（2億2千万円超 2億5千万円超）、適用期間を2年延長する（16年間）。
 - (1) 特別土地保有税：非課税
 - (2) 事業所税：新增設 非課税
資産割分 課税標準 5年間 1 / 2